

盛岡剣道協会規約

- 第 1 条 本会は、「盛岡剣道協会」と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は、盛岡市盛岡駅前北通7-10 (有)橋市武道具センターに置く。
- 第 3 条 本会は、剣道の普及と発展に供し、会員の身心を練磨し、技量の向上と相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、会の目的に賛同する者を以ってするほか、名誉会員(剣道練達者または、功労者にして、本協会の推薦する者および剣道に理解を有し、篤志を以って本協会の事業に協力する者)を以って組織する。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 理事長 1名
 - (5) 監 事 2名
 - (6) 事務局長 1名
- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 理事長および事務局長は、理事のうちから互選する。
- 第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し会務の執行に当たる。
 - 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 第 7 条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 本会に顧問、参与および相談役を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の推薦を得て、会長がこれを委嘱し、参与および相談役は、同じく会長が任命する。
 - 3 顧問、参与および相談役は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるができる。
- 第 9 条 本会の会議は総会、役員会および理事会とする。
- 第 10 条 総会は、毎年1回会長が招集し会議の議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会は、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、議事は出席者の過半数を以って決する。

第 11 条 総会は、次ぎに揚げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定および改廃に関すること。
- (2) 事業計画および予算の決定に関すること。
- (3) 事業報告および決算の承認に関すること。
- (4) その他本会の運営に関する事項。

第 12 条 役員会は、第5条の役員を以って構成し、会長がこれを招集する。

第 13 条 理事会は、理事長が招集し次ぎに揚げる事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他本会の運営上、会長が必要と認めた事項。

第 14 条 本会の経費は、会費(入会金を含む)、寄付金およびその他を以って充てる。

2 入会金 2,000円、個人年会費 6,000円とする。

第 15 条 会員は、所定の会費を納入するものとする(ただし、名誉会員は除く)。ただし、2年間会費未納者は会員の資格を喪失する。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則 ◎ この規約は、昭和56年6月27日から施行する。

◎ 盛岡剣道協会規約(昭和38年4月1日決定)は廃止する。

◎ この規約は、昭和58年5月30日から施行する。

◎ この規約は、昭和58年5月30日から施行する。

◎ この規約は、昭和61年5月30日から施行する。

◎ この規約は、昭和62年4月10日から施行する。

◎ この規約は、平成2年4月27日から施行する。

◎ この規約は、平成18年4月8日から施行する。